

中山間地域等直接支払交付金

特認基準について

滋賀県 農政水産部 農村振興課

特認地域・基準について

中山間地域等直接支払交付金実施要領 第8の2

都道府県は、交付金の交付が計画的かつ効果的に推進されるよう市町村及び関係団体に助言するとともに、交付金の交付状況の点検、市町村の対象農用地の指定の評価、**特認地域及び特認基準**についての審査検討等を行う中立的な第三者機関を設置する。

国が定める特認基準のガイドライン

次の1から3までのいずれかの要件を満たす地域の中で4の要件を満たす農用地（**中山間地域等直接支払交付金実施要領 別記4**）

1. 8法地域に地理的に接する農用地
2. 農林統計上の中山間地域
（農林統計に用いる地域区分の農業地域類型区分のうち「中間農業地域」または「山間農業地域」）
3. 三大都市圏の既成市街地等に該当せず、以下の要件を満たす地域
 - ・ 農林業従事者割合が10%以上または農林地率が75%以上 等

国が定める特認基準のガイドライン

4. 次のアからオまでのいずれかの要件を満たすこと
 - ア 傾斜農用地
（田1/100以上、畑、草地及び採草放牧地8度以上）
 - イ 自然条件により小区画・不整形な田
 - ウ 草地比率が高い（70%以上）地域の草地
 - エ 高齢化率・耕作放棄率の高い農地
 - オ 8法地域内の都道府県知事が定める基準の農用地

滋賀県 特認基準 (案) について

地域基準

1. 国が定めるガイドラインに基づき作成
 - ・ 8 法地域に地理的に接する農用地
 - ・ 農林統計上の中山間地域
 - ・ 三大都市圏の既成市街地等に該当せず、農林業従事者割合等の要件を満たす地域
2. 滋賀県独自の基準 (継続)
 - ・ 昭和25年2月1日における市町村の区域で、特定農山村法における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律施行令 (平成5年政令第315号) 第1条第1項に掲げる「特定農山村地域」の要件を満たす地域

特定農山村地域の要件について

特定農山村地域要件		基準	
第1号	イ 勾配1/20以上の田 全田面積	50%以上	イ・ロの いずれか 該当
	全田面積 経営耕地総面積	33%以上	
	ロ 林野率	75%以上	
第2号	イ (耕地面積 + 林野面積) 総土地面積	81%以上 ※平成2年	イ・ロの いずれか 該当
	ロ 農業従事者数 / 15歳以上人口	10%以上 ※平成2年	
第3号	近畿圏整備法・中部圏整備法の 既成都市区域等	非該当	
第4号	人口	10万人未満 ※平成5年	

大津市仰木村の適否検討

特定農山村地域要件		基準	仰木村
第1号	1 勾配1/20以上の田 全田面積	50%以上	92.0% <input type="radio"/>
	全田面積 経営耕地総面積	33%以上	95.7% <input type="radio"/>
	林野率	75%以上	38.2%
第2号	1 (耕地面積+林野面積) 総土地面積	81%以上 ※平成2年	<input type="radio"/>
	0 農業従事者数/15歳以上人口	10%以上 ※平成2年	
	近畿圏整備法・中部圏整備法の 既成都市区域等		非該当
第4号		10万人未満 ※平成5年	3,317 <input type="radio"/>
第3号		非該当 <input type="radio"/>	

大津市雄琴村の適否検討

特定農山村地域要件		基準	雄琴村
第1号	1 勾配1/20以上の田 全田面積	50%以上	94.7% <input type="radio"/>
	全田面積 経営耕地総面積	33%以上	91.3% <input type="radio"/>
	林野率	75%以上	28.8%
第2号	1 (耕地面積+林野面積) 総土地面積	81%以上 ※平成2年	<input type="radio"/>
	0 農業従事者数/15歳以上人口	10%以上 ※平成2年	
	近畿圏整備法・中部圏整備法の 既成都市区域等		非該当
第4号		10万人未満 ※平成5年	4,096 <input type="radio"/>

滋賀県特認基準

I 特認の必要性

対象地域の基準の合理性を確保し、広く住民の理解を得るため、8法地域と同等に自然的・経済的・社会的条件の悪い地域を特認地域として指定する。

II 特認基準

中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知）第4の1の(9)の特認地域およびその対象農用地は、8法地域以外の農用地にあって、次の1の要件を満たす地域において2の要件を満たす農用地とする。

1 地域基準

次の(1)から(4)までのいずれかの要件を満たす地域であること。

(1) 8法地域に地理的に接する農地

(2) 農林統計上の中山間地域（農林統計に用いる地域区分の改訂について（平成29年12月18日付け29統計第1169号）の3の(2)の農業地域類型区分のうち「中間農業地域」または「山間農業地域」をいう。地域区分は、旧市町村単位とする）

(3) 三大都市圏の既成市街地等に該当せず、次のアからウまでの要件を満たす地域

ア 農林業従事者割合が10%以上または農林地率が75%以上

イ DID（人口集中地区）からの距離が30分以上

ウ 人口の減少率（平成22年～27年）が3.5%以上でかつ、人口密度150人/km²未満であること。

(4) 昭和25年2月1日における市町村の区域で、特定農山村地域における農業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律施行令（平成5年政令第315号）第1条第1項に掲げる要件を満たす地域。

2 農用地基準

(1) 上記1の(1)から(3)の地域については、次のいずれかの要件を満たすこと。

ア 傾斜農用地（田1/100以上、畑・草地および採草放牧地8度以上）

イ 自然条件により小区画・不整形な田

ウ 高齢化率・耕作放棄率の高い農地

(2) 上記1の(4)の地域については、次の要件を満たすこと。

ア 急傾斜農用地の田（1/20以上）

○ 滋賀県特認基準 新旧対照表 (下線部は修正部分)

改 正 案	現 行
<p>滋賀県特認基準</p> <p>I 特認の必要性 (略)</p> <p>II 特認基準 (略)</p> <p>1 地域基準</p> <p>次の(1)から(4)までのいずれかの要件を満たす地域であること。</p> <p>(1) 8法地域に地理的に接する農地</p> <p>(2) 農林統計上の中山間地域(農林統計に用いる地域区分の改訂について(平成29年12月18日付け29統計第1169号)の3の(2)の農業地域類型区分のうち「中間農業地域」または「山間農業地域」をいう。地域区分は、旧市町村単位とする)</p> <p>(3) 三大都市圏の既成市街地等に該当せず、次のアからウまでの要件を満たす地域</p> <p>ア 農林業従事者割合が10%以上または農林地率が75%以上</p> <p>イ DID(人口集中地区)からの距離が30分以上</p> <p>ウ 人口の減少率(平成22年~27年)が3.5%以上でかつ、人口密度150人/km²未満であること。</p> <p>(4) 昭和25年2月1日における市町村の区域で、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律施行令(平成5年政令第315号)第1条第1項に掲げる要件を満たす地域。</p> <p>2 農用地基準 (略)</p>	<p>滋賀県特認基準</p> <p>I 特認の必要性 (略)</p> <p>II 特認基準 (略)</p> <p>1 地域基準</p> <p>次の(1)から(4)までのいずれかの要件を満たす地域であること。</p> <p>(1) 8法地域に地理的に接する農地</p> <p>(2) 農林統計上の中山間地域(農林統計に用いる地域区分の改訂について(平成25年3月28日付け24統計第1384号)の3の(2)の農業地域類型区分のうち「中間農業地域」または「山間農業地域」をいう。地域区分は、旧市町村単位とする)</p> <p>(3) 三大都市圏の既成市街地等に該当せず、次のアからウまでの要件を満たす地域</p> <p>ア 農林業従事者割合が10%以上または農林地率が75%以上</p> <p>イ DID(人口集中地区)からの距離が30分以上</p> <p>ウ 人口の減少率(平成17年~22年)が3.5%以上でかつ、人口密度150人/km²未満であること。</p> <p>(4) 昭和25年2月1日における市町村の区域で、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律施行令(平成5年政令第315号)第1条第1項に掲げる要件を満たす地域。</p> <p>2 農用地基準 (略)</p>

滋賀県中山間地域等直接支払交付金対象地域

市町	旧村	法指定地域					国が定めるカテゴリーに基づく特認地域							
		特定農山村地域	採掘山村地域	過疎地域	離島振興法	棚田地域長賜法に基づく指定棚田地域	①8法地域に隣接する農地	②農林経営上の中山間地域	③山間農業地域	④特定農山村法に定める要件を満たす地域(急傾斜地の外)				
(H22.4.1)	(H16.4.1)	葛川村 伊香立村 仰木村 雄琴村 大石村 下田上村 上田上村 和通村 木戸村 小松村2-1												
						●								
			栗東市	栗東市	金勝村									
甲賀市	水口町	大野村2-2												
		佐山村2-1												
	土山町	黄生川町												
		大野村2-1	●											
		土山町	●											
	信楽町	鮎河村	●	●										
		山内村	●	●										
		雲井村	●	●										
		信楽町	●	●										
		朝雲村	●	●										
甲賀町	小原村	●	●											
	多羅尾村	●	●											
	佐山村2-2					●	●	●	●					
甲南町	大原村													
	油日村													
湖南市	甲南町	甲南町						●	●					
	甲西町	三雲村 市原村	●	●				●	●					
東近江市	永源寺町	永源寺村	●	●							●			
		西小椋村												
	粟東町	角井村												
		五楮村												
	八日市市	御園村												
		五個荘町	老祥村2-2											
近江八幡市	近江八幡市	島村2-1				●					●			
		沖島												
	東桜谷村	西桜谷村												
		西大隅村												
日野町	日野町	雄嶺村												
		南比都佐村												
		彦根市												
		高宮町												
彦根市	彦根市	鳥居本村	●											
		大滝村	●	●										
多賀町	多賀町	多賀町	●											
		腕ノ畑村	●	●										
栗荘町	栗荘町	桑川村												
		西甲良村												
甲良町	甲良町	東甲良村												
		東甲良村												

滋賀県中山間地域等直接支払交付金対象地域

市町	市町	旧村	法指定地域					国が定めるカテゴリーに基づく 特認地域				
			特定中山間地域	狭間山村地域	過疎地域	離島振興法	標田地域振興法に基く指定標田地域	①8法地域に隣接する農地	②農林統計上の中山間地域	山間農業地域	④特定農山村法に定める要件を満たす地域(急傾斜の地)	
米原市	伊吹町	春照村	●									
		伊吹町	●	●					●			
		真栗野村	●	●					●			
	山東町	柏原村	●							●		
		大原村										
	米原町	東黒田村								●		
		米原町								●		
		龍井村	●								●	
	近江町	恩原村										
		上草野村	●									●
浅井町	下草野村											
	七尾村											
	田根村											
	北宮永持											
高月町	古保利村											
	七郷村											
	高時村2-2											
長浜市	湖北町	朝日村										
		杉野村	●	●								
	木之本町	高時村2-1	●	●								
		木之本町	●	●								
		伊香農村	●									
		余呉村	●									
	余呉町	丹生村	●	●								
		片岡村	●	●								
		遠達村	●	●								
		永原村	●	●								
海津村		●	●									
マキノ町	剣鹿村	●	●									
	西庄村	●	●									
	百瀬村											
	川上村	●	●									
高島市	今津町	今津町	●	●								
		三谷村	●	●								
		朽木村	●	●								
	安曇川町	広瀬村										
		小松村2-2	●									
新旭町	高島町											
	豊庭村											

②は、農林統計の農業地域類型(29年改訂)のうち、「中間農業地域」または「山間農業地域」をいう。地域区分は旧市町村単位。